



目 次	ページ
告 示	
○境界変更に伴う中土佐町及び四万十町の人口 (市町村振興課)	1
○保安林の指定予定の通知 (4件) (治山林道課)	1
○保安林の解除の予定 ( " )	1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (2件) ( " )	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (3件) ( " )	2
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任) の一部改正 (会計管理課)	2

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第416号**  
平成23年5月18日に効力を生じた中土佐町と四万十町との境界変更に伴う同日における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第2号の規定による中土佐町及び四万十町の人口は、次のとおりである。  
平成23年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

中土佐町 7,598人  
四万十町 18,728人

**高知県告示第417号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成23年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
香美市土佐山田町北滝本字東ノ瀧228、229、384の2、384の3、384のイ、384のニ、384のホ、字ヒウチ岩366、367の3、367の15、367の16、367のア、367のエ、367のカ、367のコ、367のソ、367のタ、367のテ、367のニ、367のヌ、367のハの1、367のヨ、367のレ、367のロの1、367のワ、字マコエノ畝382、字上ハ久保383のイの1、383のイの2、383のイの3、

383のロ、字西瀧386のロ（次の図に示す部分に限る。）、字篠原谷395

- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第418号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成23年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町尾生字東ノ森749の9、749の10、749の19、749の20、749の35、749の36、谷字ナマタワラ875の31（次の図に示す部分に限る。）、字ナブラタニ879の1

- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第419号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成23年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡樽原町太郎川3726、3828の1、3828の2、3831、仲洞4429、4430、4568、4572の5、4572の10、4646の1、4647の1、4650の3、4667、4685
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第420号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成23年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町広瀬字カゲジ山570、607の6、607の8から607の10まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第421号**  
次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成23年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所  
須崎市大谷字河原山922の1

2 保安林として指定された目的  
魚つき

3 解除の理由  
急傾斜地崩壊対策事業用地とするため

**高知県告示第422号**  
平成23年6月高知県告示第358号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成23年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者  
(1) ア 登記簿記載の住所  
高岡郡別府村森イ 氏名  
片岡 銀次

2 保安林に指定する予定の通知の要旨  
(1) 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町森字竹原5053、字草瀧5058、5079  
(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備  
(3) 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第423号**  
平成23年6月高知県告示第389号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成23年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者  
(1) ア 登記簿記載の住所  
高岡郡東津野村芳生野甲1447番地  
イ 氏名  
岡本 助馬

2 保安林に指定する予定の通知の要旨  
(1) 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡津野町芳生野字政木丙3081、丙4532、丙4536の5、

丙4536の18、丙4536の28、丙4537から丙4539まで、丙4544、丙4545、丙4549の1、丙4549の2、丙4551の1、丙4551の2、丙4552の1、字下モ谷口丙4682の1から丙4682の3まで、字カヂヤナロ丙4806の1、丙4806の3

(2) 指定の目的  
水源のかん養

(3) 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第424号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成23年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 窪川船戸  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見竹原244番1	前	4.1 5.4	48
	後	4.1 19.5	48

**高知県告示第425号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成23年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道  
2 路線名 195号  
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

南国市小籠字三ノ堀187番1から 南国市小籠字西祈念275番1まで	274	平成23年6月24日
--------------------------------------	-----	------------

**高知県告示第426号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成23年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 窪川船戸  
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町大野見竹原244番1	48	平成23年6月24日

**高知県告示第427号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成23年6月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年6月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道  
2 路線名 奈比賀川北  
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字南上平20番6から 安芸市奈比賀字南上平20番5まで	116	平成23年6月24日

**高知県告示第428号**  
平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成23年7月1日から施行する。

平成23年6月24日

高知県知事 尾崎 正直

別表第2中「高知県立中村養護学校、」を「高知県立山田養護学校、高知県立日高養護学校、」に、「高知県立中村養護学校幡多希望の家分校」を「高知県立山田養護学校田野分校、高知県立日高養護学校高知みかづき分校」に改める。